

財務諸表

■ 貸借対照表（資産の部）

(単位：百万円)

科目	2022年3月末	2023年3月末
(資産の部)		
現金	12,301	11,785
① 預け金	380,669	372,614
② 買入金銭債権	300	250
有価証券	580,415	595,182
国債	100,084	93,508
地方債	100,180	84,388
社債	360,152	387,971
株式	3,111	2,524
その他の証券	16,887	26,789
貸出金	614,110	619,508
割引手形	2,720	2,217
手形貸付	46,645	47,797
証書貸付	525,192	528,628
当座貸越	39,551	40,865
外国為替	481	580
外国他店預け	474	567
取立外国為替	7	12
③ その他資産	6,666	6,891
未決済為替貸	410	435
信金中金出資金	4,870	4,870
未収収益	1,168	1,368
金融派生商品	20	27
その他の資産	196	189
有形固定資産	13,336	12,931
建物	7,453	7,162
土地	4,975	4,975
その他の有形固定資産	907	792
無形固定資産	333	291
ソフトウェア	301	260
その他の無形固定資産	31	31
④ 前払年金費用	467	764
繰延税金資産	2,340	6,576
⑤ 債務保証見返	1,263	1,241
⑥ 貸倒引当金	△ 4,446	△ 5,162
(うち個別貸倒引当金)	(△ 3,122)	(△ 3,747)
資産の部合計	1,608,240	1,623,457

① 「預け金」とは…

他の金融機関に預けた預金のことです。
主に信金中央金庫の定期預金、普通預金のことです。

② 「買入金銭債権」とは…

貸付債権などを流動化した信託受益権などの金銭債権を購入したものです。

③ 「未収収益」とは…

決算により計上した貸出金の未収利息や預け金及び有価証券の未収利息・配当金などです。

④ 「前払年金費用」とは…

職員の将来の退職金の支払いに充てるために信託銀行などに積み立てられている資産の額が、企業年金制度にかかる退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超える部分です。

⑤ 「債務保証見返」とは…

お取引先の債務を保証した場合などに、そのお取引先に対する求償権をあらわしており、負債の「債務保証」と同額です。

⑥ 「貸倒引当金」とは…

貸出金などに対して将来見込まれる貸倒損失などに備え、予め積み立てたものです。

■ 貸借対照表（負債及び純資産の部）

（単位：百万円）

科 目		2022年3月末	2023年3月末
(負債の部)			
①	預金積金	1,413,011	1,427,119
	当座預金	54,372	54,776
	普通預金	595,825	641,575
	貯蓄預金	4,392	4,224
	通知預金	4,990	6,313
	定期預金	699,742	671,532
	定期積金	43,835	40,452
	その他の預金	9,853	8,243
	借用金	106,400	116,400
	借入金	106,400	116,400
①	外国為替	37	64
	売渡外国為替	37	64
②	その他負債	3,074	3,233
	未決済為替借	469	571
	未払費用	496	619
	給付補填備金	15	12
	未払法人税等	653	629
	前受収益	272	249
	払戻未済金	5	11
	払戻未済持分	4	2
	職員預り金	791	743
	金融派生商品	22	30
	その他の負債	343	363
	賞与引当金	497	503
	役員賞与引当金	30	30
	役員退職慰勞引当金	210	200
	⑤	偶発損失引当金	308
⑥	睡眠預金払戻損失引当金	20	16
⑥	債務保証	1,263	1,241
	負債の部合計	1,524,853	1,549,155
(純資産の部)			
⑦	出資金	859	845
	普通出資金	859	845
⑧	利益剰余金	84,492	86,032
	利益準備金	867	859
	その他利益剰余金	83,624	85,172
⑨	特別積立金	80,200	82,500
	当期末処分剰余金	3,424	2,672
	会員勘定合計	85,352	86,878
⑩	その他有価証券評価差額金	△ 1,965	△ 12,575
	評価・換算差額等合計	△ 1,965	△ 12,575
	純資産の部合計	83,386	74,302
	負債及び純資産の部合計	1,608,240	1,623,457

①「借入金」とは…

他の金融機関等から資金の融資を受けた場合に計上する勘定であり、日本銀行から成長基盤強化のための新貸出制度に基づく借入金です。当金庫では「成長事業応援ファンド」としてご融資しております。

②「未払費用」とは…

期末において未だ現実には支払っていないものの、当然その期に負担すべき費用であり、主に預金の未払利息が該当します。

③「給付補填備金」とは…

定期積金において初回掛けこみから期末までに発生した給付補填金（利息相当分）の所要額を留保するものであり、預金の未払利息に相当します。

④「未払法人税等」とは…

決算事務において計算した当期の法人税・住民税・事業税を納付期限までの間、留保しているものです。

⑤「偶発損失引当金」とは…

信用保証協会との責任共有制度開始に伴い、将来の負担金支払いを見込んで予め積立てたものです。

⑥「債務保証」とは…

お取引先の債務の保証や信金中央金庫などの代理貸付に伴って行なわれる保証などであり、同額の「債務保証見返」を資産勘定に計上しております。

⑦「純資産の部」とは…

信用金庫の自己資本を処理する諸科目の総括勘定であり、「会員勘定合計」と「評価・換算差額等合計」から成り立っています。

⑧「利益準備金」とは…

信用金庫法で毎事業年度の剰余金のうちから出資金総額に達するまで一定割合を積み立てることが義務付けられており、これによる準備金を処理する勘定です。

⑨「特別積立金」とは…

法律の規定によって積立てをするものではなく、総代会の決議によって剰余金のうちから任意に積立てる積立金のことです。

⑩「その他有価証券評価差額金」とは…

有価証券のうち、その他有価証券の含み損益につきまして、税効果相当額を控除した額のことです。

■ 損益計算書 その1

(単位：千円)

科目	2021年4月1日～ 2022年3月31日	2022年4月1日～ 2023年3月31日
経常収益	14,452,840	13,410,503
① 資金運用収益	11,443,085	11,585,522
貸出金利息	6,546,987	6,529,410
預け金利息	369,458	472,416
有価証券利息配当金	4,403,702	4,460,594
② その他の受入利息	122,936	123,100
③ 役務取引等収益	1,377,230	1,428,229
受入為替手数料	540,486	487,154
その他の役務収益	836,743	941,075
その他業務収益	1,216,827	146,541
外国為替売買益	26,668	31,362
国債等債券売却益	1,086,208	63,937
④ その他の業務収益	103,950	51,241
その他経常収益	415,697	250,211
償却債権取立益	220,921	8,687
株式等売却益	180,247	231,648
その他の経常収益	14,528	9,875
経常費用	11,338,865	11,283,845
⑤ 資金調達費用	199,191	205,854
預金利息	183,487	194,709
給付補填備金繰入額	11,629	7,241
借用金利息	0	-
その他の支払利息	4,074	3,903
⑥ 役務取引等費用	814,844	806,216
支払為替手数料	77,787	53,390
その他の役務費用	737,056	752,825
その他業務費用	610,400	392,619
国債等債券売却損	605,618	-
国債等債券償却	-	380,026
その他の業務費用	4,782	12,593
経費	8,953,791	8,655,191
人件費	5,528,252	5,401,155
物件費	3,077,053	2,932,656
税金	348,485	321,380
その他経常費用	760,637	1,223,963
⑦ 貸倒引当金繰入額	542,234	952,343
⑧ 貸出金償却	25,967	57,052
株式等売却損	56,905	112,419
その他資産償却	247	369
その他の経常費用	135,282	101,779
経常利益	3,113,974	2,126,658

① 「資金運用収益」とは…

当金庫が資金を運用して得た利息収益であり、貸出金の利息や有価証券の利息・配当金などが該当します。

② 「その他の受入利息」とは…

資産勘定から生じる受入利息であり、主なものとして「信金中金出資金」勘定の出資配当金や外国為替関連の受入利息などが該当します。

③ 「役務取引等収益」とは…

お客さまに対する各種サービスの手数料が該当します。主なものは、送金や代金取立等の為替業務に基づく「受入為替手数料」や為替業務以外の代理貸付手数料や口座振替手数料、投資信託・保険の窓販などに伴う「その他の役務収益」から成っています。

④ 「その他の業務収益」とは…

特定の受入勘定がないものであり、団体信用生命保険の配当金などが該当します。

⑤ 「資金調達費用」とは…

当金庫が資金を調達するために支払った費用であり、大半は預金利息です。

⑥ 「役務取引等費用」とは…

お客さまにサービスをご提供する一環として、他機関などから受ける役務の対価として支払う手数料のことであります。

⑦ 「貸倒引当金繰入額」とは…

一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の繰入額の合計額であり、貸倒見込額を一定の基準に基づき算出し繰り入れます。

⑧ 「貸出金償却」とは…

回収見込みのない貸出金などを貸倒れ処理したものであり、貸出金を直接減額するため、直接償却と呼ばれています。

■ 損益計算書 その2

(単位：千円)

科 目		2021年4月1日～ 2022年3月31日	2022年4月1日～ 2023年3月31日
①	特別利益	102,266	—
	固定資産処分益	49,889	—
	子会社清算益	52,376	—
	特別損失	50,063	10,866
	固定資産処分損	35,657	10,866
	その他の特別損失	14,406	—
	税引前当期純利益	3,166,177	2,115,791
	法人税、住民税及び事業税	837,106	813,093
	法人税等調整額	△ 42,607	△ 270,963
	法人税等合計	794,498	542,130
	当期純利益	2,371,678	1,573,661
	繰越金（当期首残高）	1,053,129	1,098,754
	当期末処分剰余金	3,424,807	2,672,415

① 「法人税等調整額」とは…

税効果会計の適用により計上される法人税、住民税および事業税の調整額のことです。

■ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目		2021年4月1日～ 2022年3月31日	2022年4月1日～ 2023年3月31日
	当期末処分剰余金	3,424,807	2,672,415
	繰越金（当期首残高）	1,053,129	1,098,754
	当期純利益	2,371,678	1,573,661
	利益準備金取崩額	8,276	13,726
	計	3,433,083	2,686,141
	剰余金処分額	2,334,329	1,633,759
	普通出資に対する配当金	34,329	33,759
	（配当率）	（4%）	（4%）
	特別積立金	2,300,000	1,600,000
	繰越金（当期末残高）	1,098,754	1,052,382

2023年6月20日開催の第75期通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

2022年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、財務諸表という）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2023年6月21日

蒲郡信用金庫

理事長 竹田 知史

貸借対照表の注記事項 (2023年3月31日)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～50年

その他 3年～20年

- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。

なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率の過去一定期間における平均値に基づき予想損失率を求め、これに将来見込等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は380百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（2022年3月31日現在）	
年金資産の額	1,740,569百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
と最低責任準備金の額との合計額	1,807,426百万円
差引額	△66,857百万円
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（2022年3月31日現在）	0.73%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円及び別途積立金95,760百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金139百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- 当金庫の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点については、損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわせて注記しております。
- 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金（貸出金に係るもの）	5,097百万円
-----------------	----------

 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。貸倒引当金の算出にあたり、見積りの要素となる債務者区分は、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力や貸出条件及びその履行状況等を総合的に勘

案して検討しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症や原材料価格、輸送コストの高騰といった経済環境の変化、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

5百万円

19. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務は残高がありません。

20. 子会社等の株式の総額 7百万円

21. 子会社等に対する金銭債権総額 1,098百万円

22. 子会社等に対する金銭債務総額 101百万円

23. 有形固定資産の減価償却累計額 8,315百万円

24. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）や、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 2,554百万円

危険債権額 18,546百万円

三月以上延滞債権額 一百万円

貸出条件緩和債権額 367百万円

合計額 21,468百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

25. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,217百万円であります。

26. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 129,690百万円

預け金 855百万円

保証金 1百万円

担保資産に対応する債務

預金 26,094百万円

借入金 116,400百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として預け金20,000百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち保証金は95百万円であります。

27. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は178百万円であります。

28. 出資1口当たりの純資産額 43,914円82銭

29. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には為替変動リスクヘッジの一環で行っている為替予約・通貨スワップがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額・保全不足限度額、大口与信管理、融資ポートフォリオ管理、信用リスク量の計測、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

金利リスクについては、的確に把握し厳正に管理するため、ALMに関する各種要領等を制定し、これらの要領等に基づき、リスク管理を行っております。金利リスクの管理方法については、金融資産及び金融負債の金利や期間を総合的に把握し、マチュリティアンダー分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、これらについては定期的にリスク管理委員会等に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、日々の為替リスク・ポジションを管理し、為替予約を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、「市場リスク管理要領」に従い行われております。

このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当金庫で保有している株式のうち事業推進目的で保有しているものについては、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は資金運用部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引（為替予約）に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、為替持高（為替リスク回避）管理マニュアル等に基づき実施されております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「〔信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項〕（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショック」を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、49,566百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

30. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金については、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金（*1）	372,614	372,192	△422
(2) 有価証券	594,653	594,656	2
満期保有目的の債券	178	180	2
その他有価証券（*4）	594,475	594,475	—
(3) 貸出金（*1）	619,508	—	—
貸倒引当金（*2）	△5,097	—	—
	614,411	618,817	4,406
金融資産計	1,581,679	1,585,666	3,986
(1) 預金積金（*1）	1,427,119	1,426,762	△357
(2) 借入金（*1）	116,400	115,914	△485
金融負債計	1,543,519	1,542,676	△842
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(2)	(2)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(2)	(2)	—

（*1）預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*3）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

（*4）その他の有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

自金庫保証付私募債は、各利払時期におけるキャッシュ・フローをその時期に応じたディスカウントファクターで割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、31. から33. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

なお、残存期間が短期間（1年以内）の貸出金（証書貸出を除く）は貸出金計上額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利息の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約・通貨スワップ）があります。割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
関連法人等株式(*1)	7
非上場株式(*1)	204
信金中央金庫出資金(*1)	4,870
組合出資金(*2)	316
合計	5,399

(*1) 関連法人等株式、非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金等については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	218,267	65,555	4,000	15,000
有価証券	65,294	61,898	211,033	250,100
満期保有目的の債券	58	120	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	65,236	61,778	211,033	250,100
貸出金(*2)	101,488	175,099	120,934	179,177
合計	385,049	302,552	335,967	444,277

(*1) 預け金のうち、期間の定めのないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、延滞している債権、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	1,313,795	112,906	20	395
借入金	3,400	113,000	-	-
合計	1,317,195	225,906	20	395

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらは、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」であります。以下、33.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	178	180	2
	小計	178	180	2
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		178	180	2

その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,615	966	649
	債券	175,404	171,341	4,062
	国債	26,328	24,597	1,730
	地方債	43,536	43,001	535
	社債	105,539	103,742	1,796
	その他	19,070	17,099	1,971
	小計	196,090	189,407	6,683
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	696	740	△43
	債券	394,131	417,625	△23,493
	国債	67,180	72,924	△5,744
	地方債	40,852	44,612	△3,760
	社債	286,099	300,088	△13,989
	その他	3,556	4,000	△443
	小計	398,384	422,365	△23,980
合計	594,475	611,772	△17,296	

32. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	2,719	226	112
債券	7,009	63	-
国債	4,978	32	-
地方債	1,017	17	-
社債	1,014	14	-
その他	194	5	-
合計	9,923	295	112

33. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理は380百万円（うち、債券380百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、決算日における時価が取得原価に比べ30%以上下落したものとしております。

減損処理にあたっては、時価のある銘柄は、決算日における時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄については全て減損処理を行い、30%以上50%未満の銘柄については、過去一定期間の時価の推移や発行会社の業績の推移、信用度を考慮の上、時価の回復可能性があると認められる銘柄を除き減損処理しております。

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、38,200百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが33,013百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くは、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主たる原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金	4,721百万円
貸倒引当金	893
退職給付信託財産	572
賞与引当金	158
土地減損損失	106
国債等債券評価減	103
その他	367
繰延税金資産小計	6,922
評価性引当金	△137
繰延税金資産合計	6,785
繰延税金負債	
前払年金費用	208
繰延税金負債合計	208
繰延税金資産の純額	6,576

36. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	－百万円
顧客との契約から生じた債権	44百万円
契約負債	－百万円

37. 会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これにより、従来、取得原価をもって貸借対照表価額としておりました一部の投資信託について、基準価額等を時価として評価する方法へ変更しております。

この結果、当事業年度の有価証券が1,965百万円増加、その他有価証券評価差額金が1,428百万円増加、繰延税金資産が536百万円減少しております。

損益計算書の注記事項 (2023年3月期)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 920円67銭
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、1,408,117千円あります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料（一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む）	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
外国為替業務	輸出・輸入手数料、外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料	なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、口座維持手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料 投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料 保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料 その他の役務取引等業務に係る受入手数料	

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

役職員の報酬体系の情報開示について

<報酬体系について>

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金等」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において協議により決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰勞金等】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。（役員の分掌変更の場合には、最終退任時に支払う場合もあります。）また、退職功勞金として理事会の決定により退職慰勞金の一定の範囲内で支給できるとしております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金等の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 決定時期

(2) 2022年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	275

(単位：百万円)

(注) ①対象役員に該当する理事は13名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。

②上記の内訳は、「基本報酬」213百万円、「賞与」27百万円、「退職慰勞金等」33百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち、当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰勞金等」は、当年度中に支払った退職慰勞金等（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額に、退職功勞金の支給があった場合はこの分を加算しております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2022年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) ①対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

②「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、2022年度においては、該当する会社はありませんでした。

③「同等額」は、2022年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

④2022年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。